

令和2年10月20日

香川大学法学会講演会のお知らせ

主催：香川大学法学会 共催：香川大学法学部

香川大学法学会及び法学部は、法や政治を幅広い視野で考えるために、毎年学外からゲスト・スピーカーを招いて講演会を開催してきました。今回は、大阪大学法学研究科教授の島岡まな氏をお迎えして、ジェンダーと法についてご講演いただきます。本学の教職員・学生その他、学外からの参加も歓迎します。

演題：「110年ぶりの刑法改正と性犯罪無罪判決 -そして3年後の見直しへ」

講師：島岡まな氏（大阪大学法学研究科教授）

2017年7月13日に施行された新性犯罪規定（刑法177条以下）は、明治40(1907)年の刑法典成立以来、110年ぶりの大幅改正だった。まず、この改正の概要を紹介する。しかし、1970年代後半から欧米先進諸国で行われてきた改革に40余年遅れてなされた2017年の改正であったが、「不同意性交」のみではレイプとならず、手段としての「暴行・脅迫要件」が残され、判例・学説でも「被害者の抗拒を不能とするほどの強い暴行・脅迫が必要」という解釈・適用は変わらず、不十分な改正にとどまった。その不十分さによる弊害が表れたのが、2019年3月に相次いだ4件の無罪判決である。

講演では、これらの判決の問題点や解決策も指摘する。最後に、2020年の6月から法務省の「性犯罪に関する刑事法検討会」が開催され、現在性犯罪の再改正に向けた動きが本格化しており、講演者も7月のヒアリングに呼ばれるなどしているので、改正の最新動向について紹介したい。

日時：令和2(2020)年11月11日(水)13:00~14:30

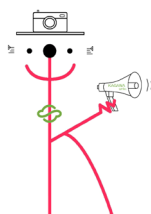
実施方法：オンライン講義（Zoomライブ配信）

〈講演者紹介〉

慶應義塾大学法学部・法学研究科修了。1990年~1994年 フランス・グルノーブル大学院留学。専門はフランス刑法、ジェンダー刑法。性犯罪問題にジェンダー平等・弱者保護の視点の必要性を強調する論文を多数発表してきた。主要著作（共著）に『フランス刑事法入門』（法律文化社・2019年）、『性暴力と刑事司法』（信山社・2014年）、『性犯罪・被害』（向学社・2014年）など。

お申込方法：どなたでも視聴いただけます。下記E-mailに、氏名・所属・メールアドレスを記載の上、お申し込みください。

お申込期限：11月6日(金) ※Zoomの接続先情報は、11月11日(水)までにご連絡いただいたE-mailアドレス宛にお知らせします。



○お問い合わせ先
香川大学法学部資料室
電話：087-832-1744 E-mail: lawmate@kagawa-u.ac.jp